

福井市教育委員会後援等名義の使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市教育委員会が各事業に対し、後援又は共催(以下「後援等」という。)の名義の使用を承認する場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 福井市教育委員会が事業の趣旨に賛同し、信用を付与することによりその開催を支援することをいう。
- (2) 共催 福井市教育委員会が事業の企画又は運営等に参加し、事業の主催者と当該事業を共同して行うことをいう。

(承認の名義)

第3条 後援等において、福井市教育委員会が使用を承認する名義は、「福井市教育委員会」とする。

(承認対象団体)

第4条 後援等の名義の使用の承認を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人、社会教育関係団体又はこれらに準ずる団体(ただし、宗教法人、宗教団体、政党及び政治団体を除く。)
- (3) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)又はその連合体
- (4) 民間の企業又は団体(教育の振興に関する事業を行うことを主たる目的としていること。)

(5) 地域団体、文化団体、福祉団体その他これに準ずる団体（教育の振興に関する事業を行うことを主たる目的としていること。）

(6) その他福井市教育委員会が適当であると認めた団体
(承認対象事業)

第5条 後援等の名義の使用を承認することができる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 福井市教育委員会の掲げる教育方針又は福井市の教育活動の振興に寄与するものであること。

(2) 特定の会員等を対象とするものではなく、広く市民一般を対象とする事業であること。

(3) 事業の内容又は主催者について、政治活動、宗教活動等にかかわりがあると認められるものを包含していないものであること。

(4) 私的な利益を目的とする活動と認められるものを包含していないものであること。

(5) 事業開催の場所及び設備に公衆衛生及び災害防止について十分な措置が講ぜられていること。

(6) 入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、その金額が事業内容等を勘案し適正と認められるものであること。

(7) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものでないこと。

(8) 公序良俗に反するおそれのないものであること。

2 前項に定めるもののほか、福井市教育委員会が特に教育活動の振興に寄与すると認める事業について、後援等の名義の使用を承認することができる。

(申請)

第6条 後援等の名義の使用の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、後援等名義使用承認申請書(様式第1号)を、後援等の名義の使用開始日の4週間前までに、福井市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、教育長が認めた場合は、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 主催者の存在及びその事業遂行能力を明らかにする書類

(2) 役員その他事業関係者の住所等を明らかにする書類

(3) 事業の目的及び計画を明らかにする書類

(4) 入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、収支予定を明らかにする書類

(5) その他教育長が必要と認める書類

(承認及び通知)

第7条 教育長は、後援等の名義の使用について承認し、又は承認しないことを決定したときは、後援等名義使用承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認(以下「使用承認」という。)の期間は、原則として、使用承認をした日から当該事業が終了する日までとする。ただし、前条第1項の規定による申請のあった日の属する年度内に限るものとする。

3 使用承認にあたって条件を付したときは、当該条件を第1項の通知書に記載するものとする。

4 第1項の規定により承認しないことを決定したときは、その理由を

第 1 項の通知書に記載するものとする。

(事業内容の変更)

第 8 条 使用承認を受けた申請者は、当該使用承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、後援等名義使用事業変更届出書（様式第 3 号）を直ちに教育長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第 9 条 教育長は、使用承認を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により使用承認を受けたとき。
- (2) 第 5 条又は第 6 条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第 7 条第 3 項の条件を履行しなかったとき。
- (4) その他後援等の名義使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 教育長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、後援等名義使用承認取消通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第 10 条 教育長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、後援等名義使用事業実施報告書（様式第 5 号）及びその他必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、後援等の名義の使用の承認に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

福井市教育委員会教育長 あて

申請者 住所又は所在地 _____
 団体名 _____
 代表者肩書・氏名 _____
担当者 氏名 _____
 電話番号 _____
 メールアドレス _____

後援等名義使用承認申請書

以下のとおり事業を実施するので、後援等の名義の使用を申請します。

事業の名称	
使用名義区分	後援 ・ 共催
主催者及び共催者	
事業の目的	
事業の内容 及び 基準該当宣誓 ※レ点記入	【事業内容】 上記の事業は、次に掲げる基準に該当することを宣誓します。 <input type="checkbox"/> 特定の会員等を対象とするものではなく、広く市民一般を対象とする事業である。 <input type="checkbox"/> 政治活動、宗教活動等にかかわりがあると認められるものを包含していない。 <input type="checkbox"/> 私的な利益を目的とする活動と認められるものを包含していない。 <input type="checkbox"/> 事業開催の場所及び設備に公衆衛生及び災害防止について十分な措置が講ぜられている。 <input type="checkbox"/> 福井市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものでない。
事業の開催日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
開催場所	名 称 所在地
事業の対象者	
料金等	
他の官公署等への申請	無 ・ 有 ()

添付書類

- 1 主催者の存在が明確になるものを提出すること。（団体等の規約、会則等）
- 2 主催者の事業遂行能力が明確になるものを提出すること。（過去の主な実施事業一覧等）
- 3 役員その他事業関係者の住所等が明確になるものを提出すること。（団体役員名簿等）
- 4 事業の目的及び計画が明確になるものを提出すること。（企画書、計画書等）
- 5 入場料、出品料、参加費等を参加者から徴収する事業は、収支予定書を提出すること。
- 6 事業のパンフレット、チラシ、ポスター等に後援等の表示を予定しているときは、その原稿の写し等を提出すること。

様

福井市教育委員会教育長
(公印省略)

後援等名義使用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました後援等の名義の使用については、以下のとおり決定しましたので通知します

事業の名称	
使用名義区分	後援 ・ 共催
名義使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
決定事項	1 承認します。 ※下記条件を付して 2 不承認とします。 (理由)
名義使用の条件	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈条件の記載例〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 後援の名義は「福井市教育委員会」とすること。 2 承認を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに教育長に届出、承認を受けること 3 名義使用承認後、市教育委員会において当該事業内容を確認する必要がある場合、現地視察をする。 4 後援等名義使用承認通知書を交付した後においても承認の基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき、又は教育長が取消を必要と認めたとき等は、その承認を取り消すことがある。 5 4の場合において、申請者が損害を受けても、市教育委員会は一切の賠償の責めを負わない。 6 事業終了後、教育長が特に必要と認める場合は報告書の提出を求めることがある 7 事業等を行うにあたって生じた事故、災害等については、申請者が一切の責任において処理すること </div>

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

福井市教育委員会教育長
(公印省略)

後援等名義使用承認取消通知書

年 月 日付け第 号で後援等の名義の使用を承認しましたが、以下の理由により当該承認を取り消します。

事業の名称	
取消し理由	

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

福井市教育委員会教育長 あて

申請者 住所又は所在地 _____
団体名 _____
代表者肩書・氏名 _____
担当者 氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

後援等名義使用事業実施報告書

月 日付け第 号で承認のありました後援等の名義の使用に係る事業が終了しましたので、以下のとおり報告します。

事業の名称	
使用名義区分	後援 ・ 共催
事業の成果	
事業の開催日	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
開催場所	名 称 所在地
名義使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
収支決算書	無 ・ 有 ※別紙のとおり添付します。

※入場料等参加者の負担を求めた場合には、収支決算書を添付すること。